



非鉄相場高騰

最近、日経新聞を初め、各紙で非鉄の高騰が伝えられています。以前にもお伝えしてあったと思いますが、非鉄の相場は、ロンドン金属取引所(LME)において決められています。12/7付の新聞で、銅の3ヶ月物が、1トン4397ドルと高値を更新していると伝えられています。これは、まだこの先上がると見込んだ投機資金が流入を続けている事によるものです。現実の品物の需給とは別に、思惑で価格が決められて行きますので少々心配でもあります。現在の相場は、近年に無い高値で進行しています。為替も120円近辺と円安気味ですので、価格を後押しする形となっています。同時に、困った事も起きています。製造現場での原材料費の高騰となっており、製品価格に転嫁できない現場では、悲鳴に近い声が上がっています。急激な価格上昇は、さまざまな歪を残しながら進行し年末へと向かっていくのでしょうか。

正義感の時代がくるか

これも最近の話題ですが、違法建築問題は、大きな広がりを見せています。近年、コンプライアンスや、CSRなど企業のあり方を問う事が多くなりました。過去、不誠実な対応で解体した企業が沢山あったにも関わらず、なぜこのような事が起きてしまうのでしょうか。一つには、きちんと責任を取らない時代を過ごしてきたためではないでしょうか。以前より、子供の残忍さがクローズアップされた犯罪では、ゲーム感覚という言葉で理解されていました。つまり、リセットすればいいといった感覚でしょうか。大人の場合も精神鑑定というあいまいな結果になってしまったりと、結果に対して相応な責任を負っているとは思えない事例が後を絶ちません。辞書で、「正義」と引くと、「正しい道筋。人が行うべき正しい道筋。」となっています。問題となっている事例は、どれもこの原点(又は主軸)から逸脱したものではないのでしょうか。今後、企業が生き延びていく為には、常に、この原点を意識しながら、バランス感覚をもって舵取りをする必要が、今まで以上に求められてくるのではないのでしょうか。ある商社の部長さん曰く、「コンプライアンスとは、自分の良心に恥じない事」と。名言だと思います。かつて、「武士道」が日本人の倫理観の基礎であった様に。

17年度の法改正

ここ数年、産業廃棄物に係わる法改正が続きました。今年度の改正が最後の大きな改正といわれています。ここで、今年の改正を見てみたいと思います。

平成17年4月1日施行

- 廃棄物が地下にある土地の形質変更
- 廃棄物処理施設における事故時の措置
- 硫酸ピッチの不適正処理の禁止
- 廃棄物処理基準(熱分解、廃棄物の埋立等)の明確化
- 産業廃棄物運搬車に係る表示及び書面備え付けの義務化

平成17年10月1日施行

- 欠格要件の厳格化
 - (ア) 欠格要件該当時の届出義務化
 - (イ) 不正手段で許可を受けた場合を取消事由に追加等
- 産業廃棄物管理票制度の強化等
 - (ア) 産業廃棄物の運搬又は処分受託者の管理票保存義務
 - (イ) 産業廃棄物処分受託者の、最終処分未確認時等の管理票の写しの送付禁止

この中で、幾つかポイントとなる点を見てみたいと思います。RDFの施設で大規模な爆発事故があり、大きく報道されましたが、このような生活環境上の支障を生ずる様な事故の場合、届出が義務化されたものです。

産業廃棄物の運搬を行う車両に表示を義務付けると共に、マニフェスト、許可証等書類の備え付けを義務化したものです。

一部で裁判にもなっているようですが、欠格要件に該当した時点で、届出をしないというものです。当然、そのまま許可取消となります。

マニフェストの保存を義務化すると共に、E票の返却は、2次マニフェストの返却を受けてから行う事を明確化したものです。従来より、処分場から最終処分や、焼却処理などの次の処理施設へ送った場合、その処理が完了してから(つまりE票が帰ってきてから)排出事業者が1次マニフェストのE票を返却するのですが、排出事業者が急かされて、未確認のままE票を返却するケースが目につくようになってきたという事でしょう。E票は、正に排出事業者責任を問うものですから、ここがいい加減に処理されては困るという事です。工事等の場合、経理処理、あるいは完了報告の提出を優先するあまり、違法な処理を処理業者に強要するケースがあるという事でしょう。この改正は、処理業者というよりは、排出事業者に関わる問題です。処理スキームが多岐に渡り、リサイクルを優先すれば、時間が掛かるのは当然の帰結ともいえます。

廃棄物処理に関する法律は、昭和45年の制定から数多くの改正を受け、現在の形になってきました。しかし、対象物が廃棄物である以上、様々な形状、種類のものがあり、処理スキームも多岐に渡っています。その中には、解釈のあいまいなものも沢山あります。法の改正を確認し、不明な部分は、監督官庁に確認しながら、自らの感覚を磨いていく事が、処理業者のみならず、排出事業者にも強く求められていると言えるでしょう。